

無人航空機の飛行に係る承認書

前田 健文 殿

令和2年4月20日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の2ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり承認する。

記

承 認 事 項 : 航空法第132条の2第5号、第7号、第9号及び第10号

承 認 の 期 間 : 令和2年5月13日から令和3年5月7日

飛 行 の 経 路 : 広島県、岡山県（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る）

無 人 航 空 機 : 株式会社FLIGHTS製FLIGHTS-AG

無人航空機を飛行させる者 : 前田 健文

条 件 :

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 承認の期間において3ヶ月ごと及び承認の期間終了後に、飛行実績を報告すること。

令和2年5月12日

大阪航空局長 梅野 修一